

LET'S CAMPAIGN



FOR THE RATIFICATION OF C190!

この条約が実際に施行されるよう、組合は各國政府に働きかけよう。
加盟国がこの条約を批准し、国内法を整備するよう、協力していこう！

組合にできることは：

- 組合員や社会全般に向けて啓発しよう。
- 各国で第190号条約の批准を働きかけよう。
- 仕事の世界における暴力とハラスメントを撲滅するため、力を合わせよう。
- 他の労組や、ナショナルセンター、NGO、暴力やハラスメントの撲滅に取組んでいる女性の権利グループ等と連携しよう。
- 批准の重要性を訴えるしくみをつくろう。

詳しい資料は下記のサイトから：

UNI www.breakingthecircle.org

PSI www.publicservices.international/campaigns/stop-gender-based-violence-at-work?id=5676&lang=en

IUF www.iuf.org/show.php?lang=en&tid=82

IDWF www.idwfed.org/en/campaigns/c190

INDUSTRIALL www.industriall-union.org/women-0

IFJ www.ifj.org/what/gender-equality.html

ILO CONVENTION 190

ON VIOLENCE AND HARASSMENT IN THE WORLD OF WORK

IT CAN CHANGE LIVES

仕事の世界で暴力やハラスメントはどこでも起こりうる - ネット上、実際の職場、通勤途中、休憩・食事中、トイレ・更衣室の他、社会活動中にも。

暴力やハラスメントを止めさせることができる！

2019年6月、ILO総会は、画期的かつ国際的な仕組み、第190号条約及び第206号勧告を採択し、仕事の世界における暴力やハラスメントの撲滅を呼びかけた。

この新しい条約によって、インターンや見習いを含む訓練中の労働者、ボランティア、求職者等、契約形態に関わらず、全ての労働者が保護される。

- ジェンダーに基づく暴力に特に力を入れている。女性は仕事の世界で、偏って暴力やハラスメントの被害を受けているからだ。
- 民間か公共か、都市か地方かを問わず、公式経済や非公式経済の双方における全ての産業部門が対象となっている。
- 実際の職場よりも広い、仕事の世界全体を網羅する。
- 第190号条約は誰一人として取り残さない。

第190号条約はどうして重要なのか？

- 仕事の世界における暴力やハラスメントは断じて許されないことだから。
- 仕事の世界における暴力やハラスメントの撲滅を目的とした初の国際基準だから。
- 誰もが、暴力やハラスメントのない職場で働く権利を持っていると認識しているから。
- この条約が国内法との格差を埋めることにつながるから。



意識の変革と ジェンダー平等の促進

仕事の世界にいる我々（政府、使用者、労働者）には、相互の尊重と人間の尊厳に基づいた仕事の文化をつくり維持するために、果たせる役割がある。

- 第190号条約は、仕事の世界における差別や格差を無くすための有効なツールである。
- 第190号条約は、女性、移民労働者、障がい者、さらには人種、民族、性的指向、性自認等に関する様々なアイデンティティを持つ、全ての人に対して、**雇用や職業における平等の権利や差別を禁止する法制度**を制定すべきだとしている。
- 第190号条約に定められている職場のリスク評価は、ジェンダーに基づく暴力やハラスメントが起こる危険性を高める、ジェンダー的、文化的、社会規範的因素に注意を向けることになるため、人々の意識を変えるのに役立つ。
- 第190号条約では初めて、労働者の安全衛生面だけでなく、**雇用に影響を及ぼす要因として家庭内暴力も対象に含めている。**

暴力やハラスメントとは？

- 暴力やハラスメントとは、単発的か反復的かを問わず、身体的、精神的、性的または経済的害悪を与える意図がある、またはそのような結果を招く、もしくはその可能性のある、一定の許容できない行為及び慣行またはその脅威をいう。
- 暴力やハラスメントは、身体的なものだけではなく、セクハラ、言葉や心理的な虐待、いじめ、集団リンチ、脅迫、ストーカー等、様々な形をとる場合がある。資源やサービスの利用拒否、自由の剥奪等も暴力の一形態である。
- 使用者、管理者、上司、同僚の他、顧客、使用者の親類や友人、サービス提供者等の第三者も加害者になる場合がある。
- 暴力は男性にも女性にも影響を及ぼすが、特に女性の被害者が多い。
- 性別やジェンダーを理由とする暴力を、ジェンダーに基づく暴力という。
- 経済状態に関わらず、女性や女子の3人に1人が、一生の間に暴力を受けるという。

第190号条約と労働組合 - これは活用すべき、我々のためのツールだ

第190号条約では：

- ドメスティック・バイオレンスを含む、ジェンダーに基づく暴力やハラスメントを職場の安全衛生に主流化すべき、とされている。
- 使用者は、労働組合と協議の上、暴力やハラスメントを防止するための措置を取り、職場の方針を策定することが求められている。
- 加盟国は、ジェンダーに基づく暴力を含む、仕事の世界における暴力やハラスメントに関する情報及び訓練を労働組合に提供するよう、義務付けられている。

第190号条約は、ILO加盟国2ヶ国が批准後12ヶ月で発効する。しかし、組合は批准を待つ必要はない。我々は、労働者の生活を変えるために、すぐにこのツールを活用すべきである。

第190号条約は、仕事の世界における暴力やハラスメントを撲滅する上で、組合やその他の関係者の取組みを後押しする。

今こそ活用しよう！

- キャンペーンや団体交渉を通じて、差別をなくし、平等を促進しよう。
- 仕事の世界における暴力やハラスメントについて、組合員に周知しよう。
- 第190号条約の重要性について、組合員の意識啓発をしよう。第190号条約は、何百万人もの労働者が、より安全な労働環境で働くようになり、ジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力やハラスメントの撲滅に役立つ。我々の生活を変えることのできる条約である。
- 第190号条約／第206号勧告の文言を団体協約に含めるよう交渉しよう。
- 安全衛生方針に、暴力やハラスメント（具体的にはジェンダーに基づく暴力）を含めるよう、使用者と協力しよう。
- 仕事の世界における暴力やハラスメントの撲滅のために、第190号条約／第206号勧告の文言をグローバル枠組み協定に含めるよう交渉するグローバルユニオンの取組みを支援しよう。

